

支援 機構

NEWS

No.12 (2011.11.28)

京都介護・福祉サービス等第三者評価支援機構

京都介護・福祉サービス等
第三者評価支援機構 事務局

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375
ハートピア京都5F 京都府社会福祉
協議会 総務部 福祉経営推進室内
TEL:075-252-6292 / FAX:075-252-6310

平成24年度より「社会的養護の施設」の 「第三者評価」受診が義務化。

全国評価事業普及協議会 報告

平成23年10月、全国社会福祉協議会において「平成23年度全国評価事業普及協議会」が開催され、全国の評価推進機関等が集まりました。

平成23年10月、全国社会福祉協議会において「平成23年度全国評価事業普及協議会」が開催され、全国の評価推進機関等が集まりました。

1日公布、平成24年4月1日施行)のなかで「社会的養護の施設の第三者評価の義務化」についての説明がなされました。

会においては「施設運営指針」の施設運営の手引書の作成に入っており、これらを踏まえた、「評価基準のガイドラインの見直し」については、平成23年度末に厚生労働省より発出される予定となっております。各都道府県ではこのガイドラインを踏まえて評価基準の検討作業に入る予定です。こちら一連の作業に時間を要することから、厚生労働省としても、平成24年度後半からの実施を想定しています。

会議では厚生労働省社会・援護局福祉基盤課高橋洋一課長補佐の行政説明の他、全国社会福祉協議会からは平成22年度の実施状況等について報告がありました。平成22年度は全国で2千9百85件の受診があり、内、基準の改正(平成23年9月

東京都が1千9百79件(66.3%)と全体の約3分の2を占めています。これは東京都においては受診が義務化されているという要因があります。京都は207件(6.9%)で東京都に次いで2番目の件数ですが任意受診のなかではトップの受診件数となっています。以下、神奈川県(148件)、愛知県(110件)、大阪府(80件)となっています。また、児童福祉施設最低

この改正で、社会的養護の施設のうち乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設については第三者評価の「3年に1回以上の受診と結果の公表」が義務付けられました。これに伴い、各種別協議

の公表」が義務付けられました。これに伴い、各種別協議

平成22年度
都道府県別受診件数

北海道	17
青森県	26
岩手県	18
宮城県	1
秋田県	4
山形県	2
福島県	6
茨城県	1
栃木県	11
群馬県	5
埼玉県	19
千葉県	51
東京都	1,979
神奈川県	148
新潟県	27
富山県	6
石川県	13
福井県	5
山梨県	2
長野県	15
岐阜県	10
静岡県	15
愛知県	110
三重県	8
滋賀県	3
京都府	207
大阪府	80
兵庫県	44
奈良県	1
和歌山県	2
鳥取県	26
島根県	1
岡山県	0
広島県	21
山口県	14
徳島県	3
香川県	5
愛媛県	18
高知県	0
福岡県	11
佐賀県	3
長崎県	4
熊本県	26
大分県	7
宮崎県	1
鹿児島県	6
沖縄県	3
2,985	

義務化

全国社会福祉協議会調べ
平成23年10月時点(速報値)

※「評価者養成研修(福祉サービス)」は、平成24年1月~開催予定です。決定次第、参画団体へお知らせします。

「第三者評価」のちよつと気になる流れ

第三者評価への関心は、事業所はもとより、利用者に近い家族やケアマネジャー、また、事業所選ばれる求職者へも広がっています。

ここで再度、大まかな流れをご紹介します。(申請書類、評価結果等の詳細は、支援機構ホームページにて公開されています。)

① 受診応募

福祉 サービス 介護 サービス

★受診応募票 ①

支援機構

【事務局:京都府社会福祉協議会内】

⑧

② 評価依頼

評価機関

【介護:14機関】 【福祉:5機関】

⑦

④

⑤

⑥

③

受診事業所

受診を希望する「評価機関」の選定(第1~第3希望)

評価を申込み際、評価機関は事業所からの希望に基づいて決定されます。評価機関は、事業所の質の向上への取組みを応援し、事業所の「伴走者」となります。それぞれ、得意とする分野や、評価に当たって力を入れている点があります。HPの評価機関の内容をよくご確認の上、事業所に適した評価機関を選択ください。過去の評価結果、とりわけ講評(アドバイレポート、総合評価)をご覧いただくと、その評価機関がどのような点に着目して評価を実施しているのかを知ることができます。

評価調査者の要件(※評価機関は、2年ごとに府知事の認定を受けなければなりません)

(1) 介護サービス

- 「チームリーダー」: 評価に関する知識をもち、訪問調査における業務の総括を行う能力を有する者
- 「管理部門調査員」: 法人の経営、組織運営及び財務管理に関する知識・技能及び3年以上の実務経験を有する者
- 「専門調査員」: 介護支援専門員の資格を有する者又はこれと同等以上と認められる知識及び技術を有する者

(※訪問調査の際は、上記の3名が訪問します。訪問系のみ2名)

(2) 福祉サービス

- 「運営管理担当委員」: 施設長、副施設長等組織運営管理業務を3年以上経験した者
- 「サービス・処遇担当委員」: 介護、福祉、医療・保健分野の有資格者または学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者(現職含む)
- 「市民委員」: 養成研修等により、社会福祉に関する基礎的な知識と理解を有する者で、公正・中立的に利用者から聴き取り等ができる者

(※訪問調査の際は、上記の3名が訪問します。)

③ 評価契約・評価実施時期の調整・進め方の説明

評価の内容について、確認した上、正式に契約を行ってください。また、訪問調査等の日程や、今後の進め方の確認が必要です。

④ 自己評価の実施・事業所概要書の提出

「評価項目チェックシート」をもとに ①自己評価の結果 ②事業所概要書 ③事業所の概要が分かる資料(チラシ、リーフレット等)の提出

「自己評価の実施手順」通りに自己評価を実施

POINT

管理者を含めた複数のスタッフにより構成された「サービス評価委員会」メンバーで実施します。(※各サービス部門の代表者等、できるだけ様々なスタッフが関わることが望ましいです) 評価の根拠となる取り組み等がある場合は、具体的に記入します。

各項目の評価は、「ガイドライン」を踏まえて実施します

- 「ねらい」 → 各評価項目が意図する内容及び確認を行う観点等を記載
 - 「チェックポイント」 → 各項目、実施できている場合はチェック
- ※ガイドラインに記載されている「基本的な考え方」「定義」「調査の視点」を踏まえることが重要

【1】受診応募票(併せて評価を受けるサービス名の記入)

※予防サービスもご記入ください)

【2】応募動機(自由形式)

【3】「自己評価の実施体制」

(できるだけ多くのスタッフが関わることで体制をお勧めします。)

【4】「評価費用負担・評価結果の公開に係る同意書」

(※福祉サービスのみ)

まずは、

事務局まで
お送りください。

⑨ 評価結果の公表・認定証の発行

評価結果が、支援機構ホームページで公表されると同時に、認定証が発行されます。

⑧ 評価結果

事業所へ「評価結果通知書」に、「評価結果対比シート」及び「アドバイス・レポート(介護)」または「総合評価(福祉)」を添えて送付し、事業所の了承を得た後、支援機構へ提出します。

評価審査委員会の開催

- ① 評価機関は、5人以上の委員により「評価審査委員会」を構成する。
- ② 評価審査委員会は、書面調査の結果、訪問調査の結果、利用者アンケートの結果を総合的に勘案し、受診事業所の評価結果を決定する。
- ③ 「アドバイス・レポート(介護)」 「総合評価(福祉)」の記載内容を決定する。

受診の感想は、次ページに一部掲載

訪問調査の1日の流れ(例)

(※事業所区分によって異なります)

時間	所要時間	内容
10:00~10:30	30分	ガイダンス ・訪問調査の目的と調査の流れの説明 ・調査関係資料の受領
10:30~11:00	30分	管理者から事業所の概要説明及び事業所見学
11:00~12:00	60分	チェックシートの記載(大項目Ⅰ~Ⅱ) ・管理者又は担当者からのヒアリング・資料の提示等
12:00~13:00	60分	(昼食) ※可能であれば、利用者と一緒に
13:00~14:00	60分	チェックシートの記載(大項目Ⅲ~Ⅳ) ・管理者又は担当者からのヒアリング・資料の提示等
14:00~15:00	60分	スタッフ・利用者(※利用者へは、通所系・入所系サービスのみ)へのヒアリング ・評価項目について、日常業務での定着状況等をスタッフに、ケアなどに対する満足度等を利用者に、それぞれヒアリングを実施
15:00~15:30	30分	チェックシートの記載について確認 ・総括シートへの転記 講評内容のとりまとめ
15:30~16:00	30分	講評(所感等)

⑦ 訪問調査

⑤ 利用者アンケート

選抜された利用者にアンケート調査を実施します。
※アンケートは直接「評価機関」へ返送されます。

⑥ 職員・管理者アンケート

「職員・管理者の労働環境労働環境評価アンケート実施要領」に基づき選抜された職員にアンケートを実施(※福祉サービスのみ)

新たな「評価機関」として、「京都府介護支援専門員会」が承認されました。

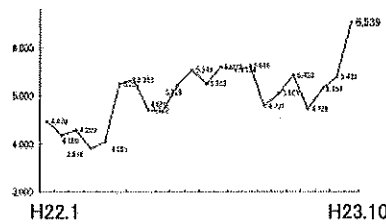
評価機関は、第三者評価事業の趣旨・目的に沿って、介護・福祉サービスの事業運営、サービス内容などについて、公正・中立かつ適正な評価を行い、事業者のサービスの質の向上につなげることを支援しています。

その評価機関に、新たに「京都府介護支援専門員会」が

ら申請があり、「第三者評価機関認定要綱」に定める認定基準に基づいて、支援機構における「認定・公表委員会」において審査が行われ、京都府に副申後、平成23年11月1日付けにて、京都府知事より承認されました。

支援機構 HP へのアクセス数が過去最高を記録しました。

今後も府内事業所へ向けた発信と同時に、利用者や家族、ケアマネジャーそして、事業所選びをする求職者への発信など、積極的に展開する予定です。



リホームコムページへは、

VOICE

受診後アンケートより

- 課題を明確に(適切に)提示していただき、今後の運営に役立つ。
- より良い労働環境・サービス内容を考えていくための指標となった。良い点は継続し、改善点は検討していきたい。
- 管理職以外の職員が関わることにより、業務に対する意識が変わった。
- 自分たちが思っていた以上に、実施していることが評価された。
- 実践に対する自信につながった。
- 客観的な視点で見てもらうことで、気付かない点や見落としがちな点に気づくことができた。

平成23年度 支援機構 運営にご協力ください

(参画団体様への会費納入のお願い)

支援機構は参画団体の協力により、運営されています。

〔関係団体(施設・事業者)〕
 京都府老人福祉施設協議会/京都市老人福祉施設協議会/全国老人保健施設協会京都府支部京都府老人保健施設協会/京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会/京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会/京都府訪問看護ステーション協議会/京都府障害者生活施設協議会/京都母子生活支援施設協議会/京都市身体障害者福祉施設協議会/京都府社会福祉施設協議会/京都市社会福祉施設連絡協議会/京都知的障害者福祉施設協議会/京都府精神保健福祉施設協議会/京都府児童福祉施設連絡協議会/京都児童養護施設協議会/京都府保育協会/京都市保育園連盟/京都市日本保育協会/京都市児童館学童連盟/京都府社会福祉施設経営者協議会/京都市デイサービスセンター協議会/京都府認知症グループホーム協議会/京都府特定施設協議会/日本福祉用具供給協会近畿支部京都ブロック/京都福祉介護用品協会/京都市居宅介護等事業連絡協議会/京都府病院協会/京都私立病院協会/京都府精神科協会/京都府療養病床協会/きょうざれん京都支部/京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会

〔学歴者〕
 佛教大学社会学部教授 永利和之助/立命館大学大学院教授 中村正/愛知淑徳大学教授 谷口明広/同志社大学准教授 武田康晴/同志社大学大学院教授 井上恒男

〔関係団体(利用者)〕
 京都府身体障害者団体連合会/京都市身体障害者団体連合会/京都府肢体障害者協会/京都府肢体障害者協会/京都府聴覚障害者協会/京都府視覚障害者協会/京都手をつなぐ育成会/京都障害児(者)親の会協議会/京都府精神保健福祉推進家族連合会/認知症の人と家族の会京都府支部/京都府老人クラブ連合会/京都市老人クラブ連合会

〔関係団体(関係者)〕
 京都府医師会/京都府歯科医師会/京都府薬剤師会/京都府看護協会/京都府理学療法士会/京都府作業療法士会/京都府言語聴覚士会/京都府ホームヘルパー連絡協議会/京都府介護福祉士会/京都社会福祉士会/京都府精神保健福祉士協会/京都府柔道整復師会/京都府栄養士会/京都府歯科衛生士会/京都府介護支援専門員会

〔参画団体(その他)〕
 京都府社会福祉協議会/京都市社会福祉協議会/京都市市町村社会福祉協議会連合会/京都府精神保健福祉協会/京都府民生児童委員協議会/京都SKYセンター/京都府シルバー人材センター連合会/京都府母子寡婦福祉連合会/京都府生活協同組合連合会/高齢社会をよくなる女性の会・京都/京都ボランティア協会/きょうと介護保険にかかわる会/きょうとNPOセンター/権利擁護センター相模/京都府国民健康保険団体連合会/社会保険診療報酬支払基金京都支部/京都介護・福祉サービス第三者評価機関連絡協議会団体

平成23年度 受診申請状況

(11月20日現在)

介護分野

133件

・介護老人福祉施設	28件
・介護療養型医療施設	2件
・介護老人保健施設	8件
・通所介護	40件
・通所リハビリ	5件
・訪問介護	24件
・訪問看護	1件
・居宅介護支援	17件
・福祉用具貸与	2件
・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	2件
・地域密着型特定施設入居者生活介護	1件
・認知症対応型通所介護	2件
・認知症対応型共同生活介護	1件

福祉分野

43件

・保育	20件
・障害	14件
・児童	1件
・児童館	4件
・ケアハウス	4件